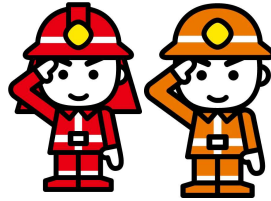


消防法改正のおしらせ



金沢市消防局

近年、全国的に多数の死傷者がでる火災が発生したことを踏まえ、**自動火災報知設備の設置基準が強化**され、平成 27 年 4 月 1 日から施行となります。

<近年の火災事例> 広島県杉木火災(平成 24 年)、長崎県認知症高齢者グループホーム火災(平成 25 年)

新潟県身体障害者グループホーム火災(平成 25 年)、福岡県有床診療所火災(平成 25 年)

施設用途	改正前	改正後
ホテル、旅館 簡易宿泊所など	300㎡以上	全ての施設
自力避難が困難な方が 入所・宿泊する社会福祉施設 (※注)	すべての施設	
上記以外の社会福祉施設 (入居・宿泊があるものに限る)	300㎡以上	全ての施設
病院、有床診療所、	300㎡以上	全ての施設

既存施設の経過措置：平成 30 年 3 月 31 日まで

(※注) 次のいずれかに該当する施設

- ◎老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院及び障害児入所施設
- ◎有料老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設、障害者支援施設、障害者短期入所施設、障害者共同生活援助施設及びお泊りデイサービスセンターなどのうち避難が困難な要介護者又は障害者等を主として入所・宿泊させる施設

300㎡未満の施設に設置する自動火災報知設備について

今回の政令改正により自動火災報知設備の設置が必要となる 300㎡未満の施設には、**特定小規模施設用自動火災報知設備の設置が可能**です。

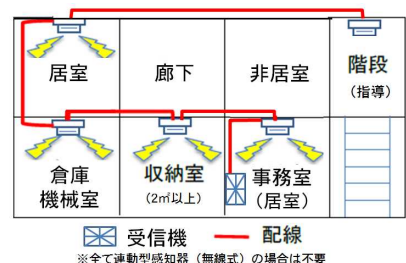
Q. 特定小規模施設用自動火災報知設備とは？

- A. 逃げ遅れ防止の観点で、**特に重要な場所**にのみ感知器の**設置が必要**とされています。(すべて連動型感知器で警戒区域がーの場合は、受信機の設置や配線工事が不要となります。)

<感知器設置場所>

- ◎居室 ◎2㎡以上の収納室
- ◎倉庫、機械室その他これらに類する室
- 階段及び傾斜路(指導)

特定小規模施設用自動火災報知設備イメージ図



※規格や性能が異なることから、**住宅用火災警報器は自動火災報知設備として設置できません。**

※受信機を設置しない場合、消防設備士でなくとも工事可能ですが、消防機関へ届け出て検査を受ける必要があります。

※設置後は、点検を実施し消防機関への定期的な報告が必要な点については、自動火災報知設備と同じです。

>>>詳しくは、各消防署予防グループまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 消防局予防課 280-2065
中央消防署 280-5041 駅西消防署 280-6094 金石消防署 280-7037

消防法改正のおしらせ



金沢市消防局

平成 25 年 2 月に長崎県で発生したグループホーム火災を契機に、**消防用設備等の設置基準等が強化**され、平成 27 年 4 月 1 日から施行となります。

施設用途	対象設備	改正前	改正後
自力避難が困難な方が 入所・宿泊する 社会福祉施設（※注）	スプリンクラー設備	275㎡以上	原則、全ての施設
	火災通報装置		自動火災報知設備との 連動起動を義務付け
上記以外の社会福祉施設 （入居・宿泊があるものに限る）	自動火災報知設備	300㎡以上	全ての施設

既存施設の経過措置：平成 30 年 3 月 31 日まで

（※注）次のいずれかに該当する施設

- ◎老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、救護施設、乳児院及び障害児入所施設
- ◎有料老人ホーム、軽費老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設、障害者支援施設、障害者短期入所施設、障害者共同生活援助施設及びお泊りデイサービスセンターなどのうち避難が困難な要介護者又は障害者等を主として入所・宿泊させる施設

自動火災報知設備と火災通報装置の連動について

重要です！



火災時に消防機関へ通報が遅れ、被害が拡大することを防ぐため、自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の起動が義務となります。

<非火災報を防ぐために>

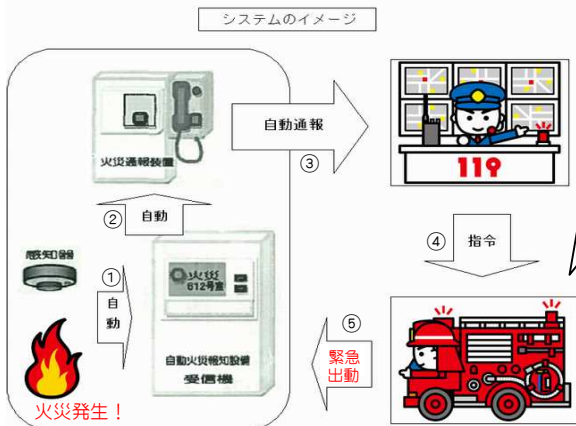
実際に火災が発生していないのに、自動火災報知設備が誤作動し、消防機関へ通報され、消防隊が出動すること等を「非火災報」といいます。

今回の消防法令改正の趣旨を踏まえ、消防局では自動火災報知設備との連動による 119 番通報に対しても、火災通報と同様、緊急出動し対応することとなります。

通報の信頼性を確保するため、以下の対策を講ずることが重要です。

- 設備の点検と適切な維持管理
- 設備の取扱方法に習熟する
- 非火災報と判明したときは、直ちに消防機関へ連絡するとともに、原因を調査し必要な再発防止対策を講ずる
- 蓄積機能付き受信機やアナログ式感知器等を設置する

※連動に係る配線工事については、甲種第 4 類消防設備士が行い、建物関係者は消防機関の検査を受ける必要があります。



>>>詳しくは、各消防署予防グループまでお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ】 消防局予防課 280-2065
中央消防署 280-5041 駅西消防署 280-6094 金石消防署 280-7037